



国 監 告 第 1 8 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年3月26日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成27年3月2日（月）から平成27年3月13日（金）まで

イ. 実施

平成27年3月20日（金）

対象部局

健康福祉部しょうがいしゃ支援課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

平成26年度国立市一般会計（歳出）

身体しょうがい者補装具給付費（2月25日支払分）

予算科目 03.01.07.20（03）

支出額 3,025,261円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成27年3月2日（月）

資料提出期限 平成27年3月11日（水）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続は適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続を経ているか。

個別事項

ア. 支給決定手続は適切に行われているか。

イ. 補装具事業者の登録手続は適切に行われているか。

ウ．代理受領に係る委任手続は適切に行われているか。

エ．支払いは適正な時期に行われているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり指摘する。

個別事項

ア．指摘事項

- (ア) 対象事項に係る補装具費は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときに、当該障害者又は障害児の保護者に対し支給するものであるが、例外として、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上(市町村民税の所得割の額が所定額以上)であるときは、支給しないこととなっている(同項ただし書)。

対象事項に係る支給決定の決裁を確認したところ、支給対象9件のうち1件(支給額178,708円)について、法第76条第1項ただし書に規定する場合に該当していることが認められ、支給対象外であるにもかかわらず、誤って支給決定が行われていたことが判明した。当該支給決定に係る決裁に記載された市民税の所得割の額は、当該決裁に直接関与しない事務担当の嘱託職員が、支給申請者の承諾により閲覧した市の税務資料を基に算出し入力したものであるが、当該決裁の起案者から決裁権者である課長に至るまでの決裁の過程において、当該所得割の額が法第76条第1項の規定による政令で定める基準以上でないかの確認が漏れていたことが原因であった。

当該支給決定について、速やかに是正し所要の対応を行うとともに、今後、基本的な事務に遺漏のないよう十分に注意されたい。

以 上